

栃木市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定例監査を、栃木市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、結果の報告及び意見を次のとおり公表します。

令和3年1月5日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 入 野 登志子

- 1 監査の種類 定例監査（財務監査及び行政監査）
- 2 監査の期間 令和2年10月6日から令和2年10月27日まで
- 3 監査の対象 生涯学習部  
生涯学習課 公民館課 スポーツ振興課 文化課
- 4 監査の着眼点
  - (1) 予算の執行は適正かつ効率的・効果的であるか。経費節減に努めているか。
  - (2) 入札等の手続は適正かつ適切に行われているか。競争性は確保されているか。また、契約事務は適正で契約内容に不備はないか。
  - (3) 公有財産、物品等の管理は適切に行われているか。
  - (4) 現金の取扱いがある部署において、その保管、管理等が適切に行われているか。また、現金取扱いのルール、チェック体制等の内部統制が有効に機能しているか。
  - (5) ルールは守られているか。組織的なチェックが適切に行われているか。ミスを事前に発見する仕組みそのものに不備はないか。ルールは目的を果たしているか。
  - (6) 各地域間でばらつきのある事務事業について、均衡のとれた制度、統一的な基準を検討しているか。

## 5 監査の実施内容

事務事業の執行について、あらかじめ提出を求めた資料、関係帳簿類及び証ひょう書類の閲覧及び突合の手續により点検及び確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、質問を行うことにより実施した。

## 6 監査の結果

### (1) 総括

1から5に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

### (2) 指摘事項

重要な点において、指摘に該当する事項は見られなかった。

### (3) 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は見られなかった。なお、軽微な事項については、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭で注意した。

### (4) 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

## 7 意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて次のとおり意見を提出する。

### (1) 現金の取扱いについて

各公民館においては、職員がそれぞれの地域の団体の出納事務に携わっており、特に、栃木地域においては、多くの団体の出納事務を行っている公民館が見受けられた。

当該団体の活動内容又は実施する事業が市と密接な関係にあることや、過去の経緯から市が主導的な役割を果たしてきたことなど、団体の出納事務に公民館の職員が携わっている理由は、団体によって様々であると思われるが、当該事務は、本来団体が自立して行うことが望ましいものである。

今回、団体の出納事務について監査を実施した限りにおいては、出納簿等の備え付けや出入金時における複数のチェック体制など、基本的な事務処理については適正に行われていることを確認できたものの、詳細な部分については、団体独自のルールや慣例によっているケースも見受けられ、内部統制に全く不備がないとは言えない。また、他の地方公共

団体において、職員による団体の出納事務に関する不祥事が後を絶たないことを踏まえると、多くの団体の出納事務に職員が携わることは、やはり事故や不正を誘因する恐れがあることを十分認識しなければならない。

さらに、将来的には、組織の見直しや人員の削減等によって、他の公民館業務の執行に支障をきたす可能性があることも懸念される。

については、公民館職員が多くの団体の出納事務に携わっている状況を見直すため、それぞれの団体の設置目的や活動状況から市としての関わり方を改めて検証するとともに、団体の運営実態や人材の状況などを踏まえ、団体と十分調整し理解を得ながら、団体に出納事務を移管することについて検討していただきたい。

(公民館課)